

Silk Way West Airlines LLC Cargo Sales Agent
Japan Airlines Co, Ltd
NRE Tennozu Bldg. 19F
4-11, Higashi-shinagawa 2 chome
Shinagawa-ku, Tokyo 140-8637
Tel: 03-5460-5752 / Fax: 03-5460-5859

7L CARGO-INFO-25-001

2025年4月4日

シルクウェイウエスト航空

日本地区貨物販売代理店 日本航空株式会社

お客さま各位

液体製品（危険品、非危険品）の取り扱いについてのお願い

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格段のご高配を賜り、誠にありがとうございます。
います。

さて、液体製品に関しましては受託規制があり、下記内容にてご対応をお願い致します。

敬具

記

液体危険物と非危険物化学物質（液体）（ゲル状の化学物質も液体とする）を含む貨物は、吸収剤を入れたOverpackにて梱包をお願いしております。外側の梱包材は、段積み輸送に十分な強度があり、すべての内側の梱包材の内容物全体（液体）を吸収するのに十分な吸収材を含んでいる必要があります。非危険物化学物質（液体）は既製の量販品を除き、製品安全データシート（MSDS）が提供されている場合にのみ、輸送が許可されます。荷送人の保証書は受理されません。

受託条件：

- ① 各容器を吸収剤で覆って、外側の梱包は木箱・カートンで万が一内部の容器が液漏れした場合でも外部に液漏れしないように密閉したOverpack（簡易梱包は不可）とする
- ② 非危険物化学物質（液体・ゲル状）受託の場合はSDSの提出
- ③ AWB上のNature of Goodsの表示は具体的な品名を記載（”Consolidation”は不可）

非危険物化学物質（液体）のIBCコンテナでの受託は、下記要件にて受託致します。

- (1) 国際海上危険物規則（IMDGコード）に該当する容器が使用されている
- (2) 新品容器が使用されている
- (3) クローズドキャップが使用されている
- (4) 必要書類に適切な記載がされている（上記②③参照）

貨物の搬入後、不適切な梱包が確認された場合は自費で引取して頂く事になります。
その場合は航空運賃のキャンセル料金も100%掛かります。

液漏れ事故の発生を重く受け止めており、経由地であるGYDにて開披検査を実施する場合がありますのでご了承ください。ご理解、ご協力の程宜しくお願い致します。

ご不明な点がございましたら、弊社予約案内、または弊社営業担当までお問合せください。

以上